

### 30 川崎市家具転倒防止事業実施要綱【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者又はひとり暮らし障害者等（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）が居住する家屋に備え付けられた家具に転倒防止金具を取り付けることにより、地震発生時における家具転倒による事故を防止し、ひとり暮らし高齢者等の安全性の確保を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 この要綱に定める家具転倒防止事業（以下「事業」という。）の実施主体は、川崎市とする。ただし、事業の実施については、適切な実施が確保できると認められる、公益財団法人川崎市シルバー人材センターに委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有するひとり暮らしの者で、申込みを行う日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、既にこの要綱に基づく事業の実施を受けた者を除く。

- (1) 満65歳に達している者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要支援又は要介護認定を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 川崎市療育手帳制度実施要綱に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (6) その他市長が必要と認める者

(事業の内容)

第4条 市は、対象者が居住する家屋の寝室等一室に限り、家具3台までについて、家屋及び家具の性質等を調査した上で取り付けをすることが可能である場合に、家具1台につき2個の家具転倒防止金具を取り付けるものとする。

2 前項の家具転倒防止金具の取り付けにかかる費用は、無料とする。

(申込み)

第5条 家具転倒防止金具の取り付けを希望する者は、市長が定める申込期間内に、電話により申込みものとする。ただし、電話による申込みが困難な者はその他の手段で申込みすることができる。

(実施対象者の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込者数が募集人数内であるときは、その者を実施対象者とし、申込者数が募集人数を超えるときは、抽選により実施対象者を決定し、申込者全員に、抽選結果を通知するものとする。

(事業実施の条件)

第7条 家具転倒防止金具の取り付けは、川崎市家具転倒防止事業事前確認書(第1号様式)を市長に提出することで、実施対象者が次の各号に掲げるすべての条件について事前に同意する場合に実施するものとする。

- (1) 調査の結果、家屋や家具の性質によって、家具転倒防止金具の取り付けができない場合があること。
- (2) 市営住宅及び県営住宅以外の民間賃貸住宅等の、所有権が他人にある家屋に居住する場合は、川崎市家具転倒防止事業実施承諾書(第2号様式)により、家屋の所有者から事前に同意を得ること。
- (3) 市営住宅、県営住宅及びUR賃貸住宅に居住する場合は、所有者が定める家屋の改修等に係る規定に同意し、所要の手続きを行うこと。

(4) 家具転倒防止金具の取り付け後、災害時等に家具の転倒事故が発生しても、市に対して補償を請求しないこと。

(5) 家具転倒防止金具の取り付けによって生じた家屋や家具の傷に対して、市に対して補償及び原状回復を請求しないこと。

(事業実施結果の確認)

第8条 第6条の規定により実施対象者となった者は、家具転倒防止金具を取り付けたとき、又は、取り付けを行わなかったときのいずれの場合も事業実施結果を確認し、川崎市家具転倒防止事業実施確認書(第3号様式)に記名押印し、市長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(川崎市ひとり暮らし高齢者家具転倒防止金具取付事業実施要綱の廃止)

2 川崎市ひとり暮らし高齢者家具転倒防止金具取付事業実施要綱(19川健地第438号健康福祉局長専決。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(適用除外)

3 この要綱の施行前において、旧要綱による家具転倒防止金具の取り付けに相当する事業により、家具転倒防止金具の取り付けを受けた者については、第3条の規定にかかわらず対象者とししない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。